

学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

柳津町立会津柳津学園中学校

はじめに

柳津町立会津柳津学園中学校(以下「本校」という。)は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)、いじめの防止等のための基本方針(平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の方針」という。)にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)を定め、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは、生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置がないよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処については、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、その他の関係者との連携のもとに行う。

2 基本方針

- (1) いじめの定義

(第2条) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの様態(例)】

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - 遊びやチームに入れないと席を離される。

- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - 叩く、殴る、つねる等が繰り返される。
 - 遊びと称して対象の子がプロレス等の技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - 靴の中に画鋲やカミソリやガムなどを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たせられたりする。
 - 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - 衣服を脱がされたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗中傷や中傷の情報を載せられる。
 - いたずらや脅迫のメールが送られる。

(2) いじめ防止等の対策のための組織

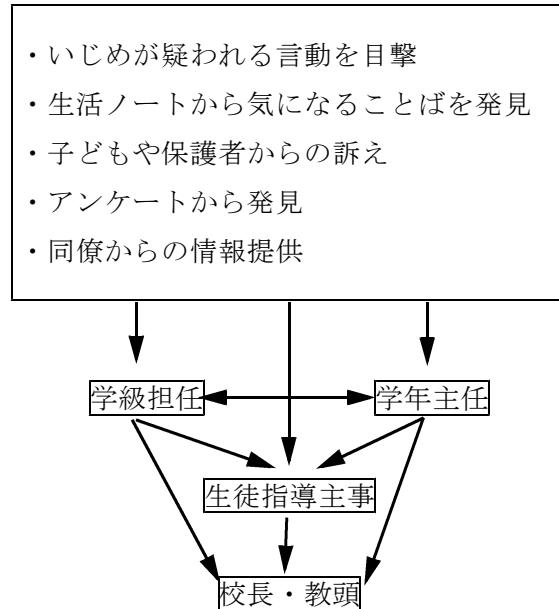
いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

- ① 名 称
「いじめ対策委員会」
- ② 構成員
校長、教頭、教務、生徒指導主事、各学年担任、養護教諭、スクールカンセラー
- ③ 組織の役割
 - 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - いじめの相談・通報の窓口
 - いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - いじめの疑いに関する情報があった場合の組織的な対応のための連絡・調整
 - (緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

(3) いじめの未然防止のための取組

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自己肯定感の育成を図る。
- ③ 教職員に対していじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ④ 保護者及び地域に対して学校基本方針及び取組について理解を図る。

(4) いじめの情報早期発見のための取り組み



- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。なお、教育相談等で知り得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱について適切に行うこととする。
- ② 定期的な教育相談及び生活アンケートの実施等により、生徒理解といじめの早期発見に努める。
- ③ 生徒に関する情報については、教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応にあたる。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該生徒に係るいじめの事実の有無を確認するとともに、その結果を生徒指導主事を経由して校長・教頭に報告する。
- ② 事実の確認により、いじめがあったと確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又は保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりする児童に対しても自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた生徒の立場に立ってその辛さや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて行動の変容につなげる。
- ④ ネット上への不適切な書き込みがあった場合、不登校いじめ対策委員会において、対応を協議し、関係生徒から聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。
また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ⑤ 重大事件発生時の対応

【重大事態とは】

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 生徒が自殺を企図とした場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患が発症した場合

イ いじめにより、生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【重大事態の報告】

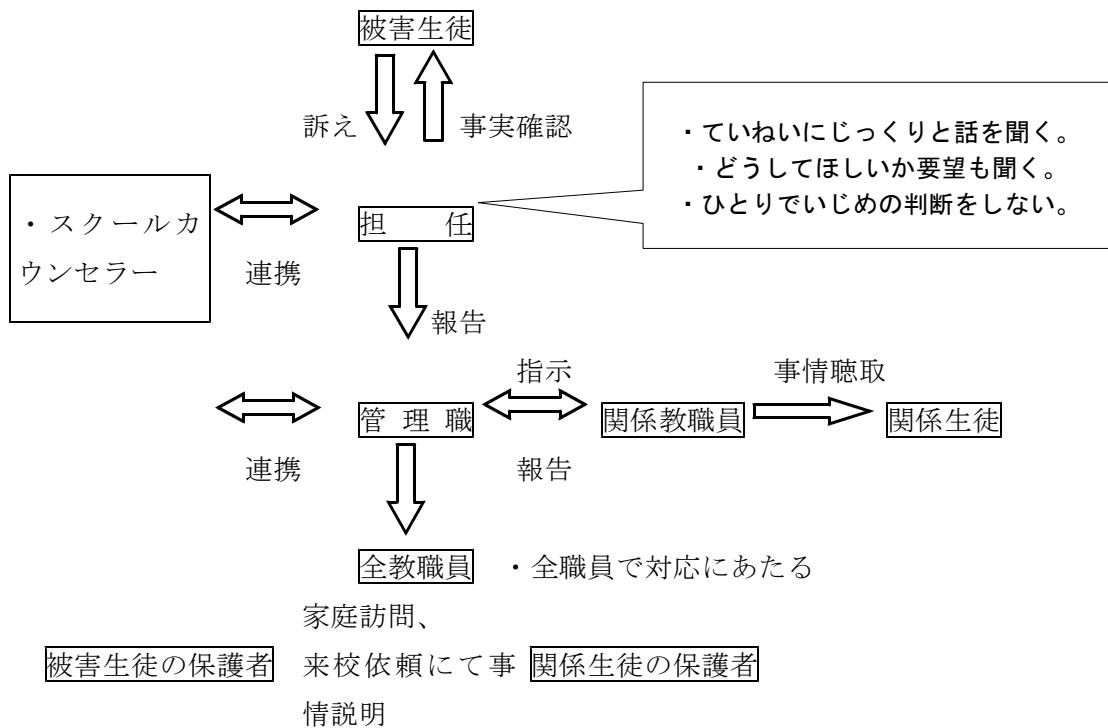
ア 重大事態が発生した場合は、町教育委員会へ迅速に報告する。

【重大事態の調査】

ア 重大事態が発生した場合は、スクールカウンセラー、精神科医、弁護士等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設け、調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対し、アンケート調査を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。

ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。



(6) 事実の究明と支援・指導

① 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるうにする。聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

【事情聴取の際の留意事項】

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴取を終えた後は、当該生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

【事情聴取の段階ではならないこと】

- ▲いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

(7) いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

■被害者（いじめられた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支 援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の子どもとの今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教えておく。

▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

- 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

■加害者（いじめた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指 導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よきを認めていく。
- 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指 導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

5 保護者との連携

(1) いじめられている子どもの保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

*保護者の不信をかう対応

▲保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。

→ 事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。

▲「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。

▲電話で簡単に対応する。

(2) いじめている子どもの保護者との連携

- ・事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- ・相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかつたり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

*保護者の不信をかう対応

▲保護者を非難する。

▲これまでの子育てについて批判する。

(3) 保護者との日常的な連携

- ・年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

(4) 年間計画

月	生徒指導協議会の議題	相談・悩み調査の実施計画	校内研修計画	いじめ防止等の会議等	評価計画
4	生徒の実態についての共通理解	家庭訪問	未然防止と早期発見	小学校との連携協議会	計画・目標の作成と掲示
5	生徒の問題行動	生活アンケート 教育相談			
6	学習不適応				
7	1学期の反省 夏休みの指導	進路相談			
9	夏休み中の生活実態				
10	アンケート調査結果	いじめ・生活アンケート			中間評価
11	個別懇談の結果	教育相談 三者相談			

1 2	2学期の反省 冬休みの指導				
1	冬休みの生活実態 各学年の諸問題	進路相談			
2	アンケート調査結果	いじめ・生活アンケート 教育相談			年間評価報告
3	3学期の反省 春休みの指導				

(5) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、教職員、児童、保護者、学校関係者によるアンケート調査とする。
- ② 評価結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討する。

6 関係機関との連携

連携を必要とする関係機関

・いじめの発見状況を報告する。	町教育委員会
・対応方針について相談したい。 ・指導方針や解決方法について相談したい。 ・子どもや保護者への対応方法を相談したい。	県教育委員会 教育事務所
・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している。	警察、児童相談所
・いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている。	医療機関
・いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要である。	児童相談所

重大事態への対応

